意見募集案件	北広島市自然の森キャンプ場条例の廃止
担当課	経済部観光振興課 電話 011-372-3311　内 4343

意見募集期間	令和 8 年 10 月 1 日（木） から 令和 8 年 10 月 30 日（金） まで
原案の公表場所（閲覧・配布）	◇市役所（観光振興課）及び各出張所 ◇エルフィンパーク市民サービスコーナー、図書館（本館）、中央公民館 ◇北広島団地住民センター、ふれあい学習センター（夢プラザ） ◇市ホームページ、広報北広島 10 月 1 日号（概要のみ）
意見の提出方法・提出先	・書面（様式自由）による提出 ・オンラインによる提出（市ホームページから提出） ・持参、郵送、ファクシミリ、電子メールのいずれか ・意見提出者は、住所・氏名・電話番号・対象案件を記入のこと ※住所・氏名の公表は行いませんが、記入のない意見には回答できない場合があります。 ※市外にお住まいの方は、北広島市との関係を記入してください。（通勤・通学等）
	経済部観光振興課 郵便番号 061-1192 （住所不要） 電話 011-372-3311 ファクシミリ 011-372-0888 電子メールアドレス： tourism@city.kitahiroshima.lg.jp
検討結果の公表予定時期	令和 8 年 11 月頃 ※提出意見（提出がなかった場合は、その旨）、提出意見を検討した結果及びその理由をホームページで公表します。
対象となる政策等の内容	（1） 案を作成した趣旨、目的、理由 当該施設の老朽化や利用状況を踏まえ、令和8年度をもって市による運営を終了するとともに、令和9年度以降は土地及び建物を民間事業者へ貸し付けし、民間主導によるキャンプ場の活用を図るものである。 市のキャンプ場運営終了に伴い、北広島市自然の森キャンプ場条例を廃止する。 （2） その案件の決定内容（案）の骨子（概要） 別紙「北広島市自然の森キャンプ場条例の廃止について」のとおり （3） その案の根拠となる法令の規定 北広島市自然の森キャンプ場条例 （平成 14 年条例第 16 号） （4） 案を処理したときに生じる可能性のある市民生活への影響（検討の論点等） 別紙「北広島市自然の森キャンプ場条例の廃止について」のとおり
対象となる政策等の原案	別紙「北広島市自然の森キャンプ場条例の廃止について」のとおり
その他	・パブリックコメント後のスケジュール 令和8年 12 月 北広島市自然の森キャンプ場条例の廃止提案（第 4 回定例会）